

会議要録

会議名		第6回 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会
日時		令和8年6月20日（土） 午後3時から午後3時50分
場所		市立武蔵野会館実習室（学習室1・1階）
出席者氏名	会員	（会長）大槻 修久 （副会長）阿部 浩 他11名
	事務局	市民部長 枝吉 敦子、市民課長 藤田 修平 住居表示担当係長 安藤 基也、住居表示担当 清水 廉
欠席者		3名
次第及び議題		1 会長挨拶 2 議 題 （1） 市民懇談会報告書（案）について（資料1） （2） 今後の流れについて（資料2） 3 その他
配布資料		第6回市民懇談会次第 資料1 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会報告書（案） 資料2 今後の予定について
会議の内容		■大槻会長挨拶 忙しいなか第6回の市民懇談会に出席していただき御礼申し上げます。本日もよろしくお願いしたい。 ■出席数及び資料の確認 会員数16名に対して13名の出席いただいた旨事務局より報告した。また、配布資料の確認を事務局より行った。 ■議題（1）市民懇談会報告書（案）について（資料1） 事務局より資料1に基づき、報告書案について説明した。 【意見・質問及び事務局回答】 （会員A）「概ね今までの意見が集約されていてよいのではないか。」 （大槻会長）「これまでの意見がまとまっている。市民懇談会報告書についてはこの形で決定する。」

■議題（２）今後の予定について（資料２）

事務局より資料２に基づき、今後の予定について説明を行った。

【意見・質問及び事務局回答】

（会員Ｂ）「住居表示審議会の構成員はどのような人か。」

（事務局）「住居表示審議会条例に基づき、官公署代表３名（昭島警察署・昭島消防署・立川法務局出張所）住居表示実施区域内または実施済み区域の住民７名以内、学識経験者４名以内（郵便局長を含む）の計１４名以内で構成される。」

（会員Ｃ）「告示が令和９年４月頃とのことだが、告示後に実際に住居表示が実施されるまでは、従来の例ではどのくらいの期間がかかるのか。」

（事務局）「実施時期については、令和１０年８月を目途としているが、調整等で少し遅れる可能性もある。住居表示の実施においては全ての建物を訪問調査する必要があるため、代官山実施時よりも時間を要する。学校の休暇期間など、なるべく住民にとって迷惑がかからない時期を選びたいと考えている。」

（会員Ｄ）「住居表示が変わる際の手続きを記載した案内はあるのか。」

（事務局）「代官山のときと同様に、「住居表示手続きのしおり」を１世帯に１部郵送する予定。前回実施時のしおりは市公式ホームページにも掲載しており、各手続きの情報が記載されている。」

（会員Ａ）「新しい住所はいつ頃通知されるのか。」

（事務局）「実施の約２ヶ月前にホームページで新旧対照案内図を公開し、１ヶ月前を目途に各世帯へ通知書を届ける予定である。なお、通知書とは別に住居表示証明書も送付する。」

（会員Ａ）「令和１０年８月実施であれば、６～７月頃に通知が届くという理解でよいか。」

（事務局）「現時点ではそのように考えている。」

（会員Ｅ）「新住所が確定するのが実施２ヶ月前では混乱が生じないか。また、手続きの期限はあるのか。」

（事務局）「個人で行う手続きは、住居表示実施後でないとできない手続きがほとんどであり、実施の２ヶ月前頃にお知らせするのが通例となっている。期限については、あるものとなないものがあり、詳細についてはし

	おりに記載する。期限が短いものもなかにはあるが、通常に手続きを進めていただければ、期限に間に合わないといったことはないものと考えている。」 （会員C）「表の下から2行目にある『変更後の町区域及び名称の告示』の段階では、丁目等の区域は確定するが、自分の家が具体的に何丁目何番何号になるかまでは確定しないということか。」 （事務局）「そのとおりであり、議会で可決後の告示で、新しい町名とどこが境界で何丁目までかは地図等でわかるようになる。ただし、何番何号まで確定するには全ての家を回って確認・番号を振っていく作業が必要のため、さらに1年以上かかる。」 （会員F）「住所が変わることで発生する手続きの費用は、住民が自己負担するのか。また、具体的にどのような手続きが必要になるのか。」 （事務局）「費用負担については、手続きに伴う交通費や郵送代などは、自己負担となる。主な手続きとしては、マイナンバーカードや免許証の住所変更などが挙げられる。その際、マイナンバーカードは、近くで住所変更できるよう出張窓口なども考えていきたい。」 （会員F）「手続きの際の本人確認時、住所の変更はどう証明するのか。」 （事務局）「通知書と住居表示証明書を各世帯に郵送するので、それを持参して各手続き先で対応していただく形となる。」 （会員A）「家族分をまとめて手続きすることはできるか。」 （事務局）「手続きの種類によって異なる。世帯主がまとめて行えるものもあるが、本人でなければできないものもある。」 （会員A）「未成年の子どもを連れて行く必要のある手続きはあるか。」 （事務局）「未成年者に関しては法定代理人である親が手続きを行うため、子ども本人を連れて行く必要は基本的にないと認識しているが、高校生程度の年齢になると、マイナンバーカードの住所変更など、本人が行う手続きが一部生じる場合がある。」 （会員A）「あと、パスポートも手続きが必要になるのではないか。」 （事務局）「パスポートについては住所欄が撤廃されているため手続きは不要である。」 （会員C）「住所変更ではなく『住所名変更』という表現は使われているか。」
--	--

	(事務局)「通知書・証明書には住居表示実施に伴う『住居表示の変更』として変更前後の住所を記載する。実際に住居表示が行われていることが相手方に確認できていれば問題はないと考える。」 (会員G)「旧住所で郵便物が届く期間はどのくらいか。」 (事務局)「郵便局の把握状況次第となる。具体的な年数についても郵便局次第で、一般的には数年から長期にわたる場合もある。通常的生活範囲においては特に心配いただく必要はないと考えている。」 (会員C)「証明書は何枚届くのか。」 (事務局)「通知書が1枚、証明書は現時点では世帯員1人あたり10枚を用意する予定だが、まだ確定はしていない。代官山のときも世帯員1人あたり10枚お届けした。(※一部発言内容を修正しました。)」 (会員C)「原本提出を求められた場合、足りなくなったら追加でもらえるか。」 (事務局)「追加交付は無料で行う。住居表示証明書は、法律等に様式の定めがないため、原本提出を求められるケースは基本的にはないと認識している。」 (会員A)「住民票等は透かし入りの用紙で発行されるが、今回の証明書も同様の仕様となるのか。」 (事務局)「現時点では確定ではないが、コピーをした際に複写と判別できるコピーガード用紙での発行を予定している。」 (会員C)「年賀状など郵便物等から順番に少しずつ変えていけば事足りるのではないか。」 (会員A)「郵便局は問題ないが、宅配便はどうか。民間なので対応が異なる可能性がある。」 (会員C)「最初は配達に戸惑うかもしれない。」 (会員D)「Google マップで来る人もいるので、Google マップの表示が変わると混乱するかもしれない。」 (会員A)「宅配業者のドライバーはエリアを熟知しているが、担当者が変わったときに問題が生じるケースが現在でもある。」 (会員D)「Google マップは早期に変更されると思うが、そうすると旧住所では対応できなくなる可能性もある。」 (事務局)「民間なので対応はそれぞれになるが、大規模な変更となるため比較的早い段階で対応いただけると思う。」
--	---

	(会員D)「そうすると旧住所を確認できる手段がなくなってしまう可能性もある。郵便局は情報を持っているから大丈夫だが、最近は宅配便の方が来る数が多い。」 (会員E)「これまでの議論の内容のような、住居表示変更に伴う心構えや手続きに関する手引き書を書面で配布することはあるか。」 (事務局)「現在考えているのは、議会で議決された後(3月から4月頃)に、決定した旨のお知らせを紙1枚で実施区域の皆様にお送りする予定。その中で書ける範囲で事前の心構えとして必要なものについても盛り込みたいと考えている。」 (会員E)「地域にはさまざまなご家庭があり、独居老人の方も多い。どうしたらよいかわからないという状況が生じることも考えられる。事前に心構えができていれば慌てずに対応できると思う。何らかの取り組みをしていただければありがたい。」 (事務局)「丁寧に対応できるよう進めていきたい。」 (会員C)「議決後と公示後のどちらのタイミングで市の広報に掲載されるのか。」 (事務局)「広報への掲載は告示の後となる予定。公示の段階では掲載しない。」 (会員C)「ということは、告示が済むまでは一般市民には正式には知らされないということか。議会を傍聴すればわかるか。」 (事務局)「議会ホームページに議案名が掲載されるが、議案の内容までは掲載されないため、傍聴いただくのが確実である。」 (会員C)「告示後に市の広報で町名変更の案内が出ると思うが、それが市民に広く周知する最初の機会となるということか。」 (事務局)「実施区域の方々へは議決後なるべく早い段階で通知をお配りしたいと考えており、3月末から4月頃の予定。」 (会員A)「住居調査はどのように行われるのか。また、訪問時に不在だった場合はどうなるか。」 (事務局)「市が委託した事業者が腕章等を着用の上、各世帯を訪問し、現在使用している住所と世帯人数等をヒアリングしてリストを作成する。」 (会員A)「訪問時に不在で子供しかいないような場合の対応は。」 (事務局)「連絡票を入れて再訪問する形になると思う。それでも会えな
--	--

	い場合は別途対応を検討する。」 (会員E)「そもそも、なぜ各戸への訪問調査が必要なのか。」 (事務局)「住民の皆様が現在使用している住所を市が把握していないことが主な理由。番地(地番)は住んでいる方が自分で決められるため、底地の地番と実際に使用している住所が一致していないケースが多い。住宅地図(ゼンリン等)では表札を見て調査した情報が掲載されているが、それが全てではない。ヒアリングなしでは新旧対照表や証明書が作成できないため、訪問調査が必要となる。」 (会員A)「大きな土地を区画割りした場合など、地番と住所が一致しないケースがあるということか。」 (事務局)「一筆に一軒家が建っている場合は概ね地番がそのまま住所として使われている。ただし、古くからの地主の方は枝番がついた地番を使わずに本番(例:〇〇番地)のまま使用していたりする。公図を見ても実際の住所が確認できないケースがあるため、訪問調査が必要となる。」 (会員C)「元々の大地主は枝番を嫌ってつけないままにしてきたから、そのような状況が続いているということか。」 (事務局)「そのとおり。」 (会員D)「うちの周辺は町名から違う可能性がある。なぜだろう。」 (会員C)「住所(地番)は法務局の管轄。皆様が使っている住所は基本的に地番から取っているが、それは住んでいる方にしかわからない。住宅地図もゼンリン等が表札を見て調べたものであり、表札がなければ確認できない状況もある。」 (会員A)「表札がないお宅では空欄になってしまうということか。」 (事務局)「おっしゃるとおり。」 (会員B)「同じ宮沢町・中神町で同じ住所に4、5件の家がある場合、訪問して新住所が決まると、1号～5号のように各戸で住所が分かれることになるか。」 (事務局)「原則として各戸が分かれるよう検討するが、現在の住居表示の要綱では番号間隔が15mで設定されており、近年の住宅は間口がそこまで広くないものも多いため、番号が不足して隣の家と同じ住所番号になってしまうケースが一部生じる可能性がある。なるべくそうならないよう努めるが、完全には避けられない可能性もある。」 (会員C)「道路から奥まった場所に3、4軒並んでいるような場合は、同じ住居表示になってしまうことがあるということか。」 (事務局)「市内の他の区域にも同様のケースがある。」
--	--

	(会員C)「住居表示審議会では、懇談会で出た意見とは全く異なる案が採択されるリスクはあるか。」 (事務局)「住居表示審議会は、前回の代官山の際は、警察の方や消防署の方、大学教授等の専門知識を持つ方々で構成されており、今回の委員からも各自の立場・知識からの意見が出る可能性はある。ただし、今回、市民懇談会を開催した目的は、地域の皆様の声を届けることにあるため、その声を尊重したうえで審議していただくよう、審議会にはお伝えする予定である。」 (会員C)「少し安心した。」 (会員A)「元々の前提として、ここで挙げた意見がそのまま通るとは限らないが、この意見を参考にしてほしいという強い要望をするという方針でこの会議自体が始まったということだと認識している。」 ■その他 市民部長より、約1年にわたる懇談会へのご協力への感謝の言葉が述べられ、令和8年7月21日に会長より市長へ報告書を提出する旨が改めて説明された。 大槻会長より閉会の挨拶があり、第6回市民懇談会を終了した。
--	---